

その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A 提出日・提出先税務署名・納税地・屋号・マイナンバー(個人番号)・氏名

提出日【第一表】

申告書を提出する年月日を記入します。

提出先税務署名【第一表】

申告書を提出する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】

申告する事業者の現住所と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー(個人番号)【第一表】

申告する事業者のマイナンバー(個人番号)を記入します。税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

詳しくは、8ページを参照してください。

氏名【第一表・第二表】

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

※マイナンバーの記入、押印は申告書第一表のみ

B 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年(1月1日から12月31日まで)です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。

(注)元号欄について、「令和」を○印で囲んでください。

なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。

また、課税期間の記入は数字で記載してください。

表題【第一表・第二表】

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

C 付記事項・参考事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額(1円未満の端数を処理した金額)を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法(旧規則第22条第1項)。

控除税額の計算方法

step.14(23ページ)で適用した計算方法に○印をつけます。

基準期間の課税売上高

平成30年分の課税売上高を記入します。

D 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合(申告書第一表②欄の計算結果がマイナス(負の値)の場合)は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみの口座**をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- ・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- ・名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・他の金融機関との振込用の「店名(店番)」及び「口座番号」は記入しないでください。

・記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還する 付ける 受け けよう く等	※記入不要	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張 所 本所・支所
	※記入不要	預金 口座番号	※記入不要
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	/xxxx0-xxxxxxxx	
	郵便局名等		※記入不要

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

E 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

F 改正法附則による税額の特例計算【第二表】

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、課税売上げ又は課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用して課税標準額又は課税仕入れ等に係る消費税額を計算している場合には、該当する特例に○印をつけます。

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	○	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	○	附則38② 52
小売等軽減売上割合	○	附則39① 53

なお、税額計算の特例については50ページを参照してください。

これで申告書は完成しました。完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

設例 甲野商店の申告書（第一表）

第3—(1)見様式

令和 3年 3月 12日		麹町 税務署長殿
受取印		
納税地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03-3210-XXXX)	
(フリガナ)	コウノショウテン	
屋号	甲野商店	
個人番号	<input type="text"/>	
(フリガナ)	コウノ タロウ	
氏名	甲野 太郎	

自 平成 令和 2年 1月 1日

課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定)申告書

この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額(17)
差引税額(18)	2610
譲渡割額	還付額(19)
納税額(20)	736
中間納付譲渡割額(21)	
納付譲渡割額(20)-(21)(22)	736
中間納付還付譲渡割額(21)-(20)(23)	
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額(24)
	差引納付譲渡割額(25)
消費税及び地方消費税の合計(総合付)税額	(26) .3.346

※ 税 務 署 処 理 欄	一連番号								
	所管	要否	整理番号						
	申告年月日			令和	年	月	日		
	申告区分			指導等	府指定	局指定			
	通信日付印			確認印	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()			身元確認
	年 月 日								
	指導年月日				相談	区分1	区分2	区分3	
	令和								

中間申告 自 平成 □□年□□月□□日
令和
の場合の
対象期間 至 令和 □□年□□月□□日

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表 及び第二表) の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	31
記	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	32
事	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	33
項	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	34
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	35
考	控計	<input type="checkbox"/>	個別対応式			
事	除算	<input type="checkbox"/>				
額	税方	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
の法	上記以外	<input type="checkbox"/>				
項	基準期間の課税売上高	<input type="checkbox"/>	全額控除			41
目				19,951	千円	

す る と 金 融 機 関 等	銀 行	本店・支店
	金庫・組合	出 張 所
	農協・漁協	本所・支所
	預金 口座番号	
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-	
郵便局名等		
※税務署整理欄		

税理士 署名押印		(電話番号	-	-)
-------------	--	-------	---	---	---

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

國ノ傳記

四三

三〇

3.へリシ○参照

3
参

100

設例 甲野商店の申告書(第二表)

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

34
ページA
参照

納税地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03 - 3210 - ××××)
(フリガナ)	コウノショウテン
屋号	甲野商店
(フリガナ)	コウノ タロウ
氏名	甲野 太郎

整理番号

個人事業者用

34
ページF
参照

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

34
ページB
参照

自 平成□□年□□月□□日
至 令和□□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成□□年□□月□□日
の場合の 対象期間 至 令和□□年□□月□□日

14
33
ページ参照

課 税 標 準 額 ①

*申告書(第一表)の①欄へ

十兆千百十億千百十萬千百十円

20819000 01

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	②	02
	4 % 適用分	③	03
	6.3 % 適用分	④	04
	6.24 % 適用分	⑤	12138888 05
	7.8 % 適用分	⑥	8681818 06
		⑦	20820706 07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	11
	7.8 % 適用分	⑨	12
		⑩	13

消 費 税 の 内 訳	税額 ⑪	1434529 21
	3 % 適用分 ⑫	22
	4 % 適用分 ⑬	23
	6.3 % 適用分 ⑭	24
	6.24 % 適用分 ⑮	757411 25
	7.8 % 適用分 ⑯	677118 26

返還等対価に係る税額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ	税額 ⑰	31
	税額 ⑱	32
	税額 ⑲	33

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	税額 ⑳	261000 41
	税額 ㉑	42
	税額 ㉒	43
	税額 ㉓	261000 44

(注1) ⑧～⑩及び⑯欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ⑰～⑲欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。